

証券コード 9 3 6 6
2018年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目12番32号

株式会社サンリツ

代表取締役 三浦康英
社長執行役員

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の案内に従って2018年 6 月25日(月曜日)午後 5 時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年 6 月26日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目12番32号
SOUTH PORT 品川 12階 当社会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第73期(2017年 4 月 1 日から2018年 3 月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期(2017年 4 月 1 日から2018年 3 月31日まで)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|---------|---------------------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年6月25日(月曜日)午後5時20分までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(次頁)の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、2018年6月25日(月曜日)午後5時20分までにご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.srt.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

＜議決権行使サイトURL＞ <https://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使期限は、2018年6月25日(月曜日)午後5時20分までとなっておりますので、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
8. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
9. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

2. 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日祝祭日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本の経済状況は、アジア向けの輸出が持ち直したことに加え、設備投資が増加したことにより緩やかに回復いたしました。世界経済は、緩やかに回復しているものの、引き続き政治・経済・軍事情勢の変化を受けて不透明感が強まりました。

物流業界におきましては、国内貨物は消費関連、生産関連を中心に小幅ながら増加傾向がみられました。国際貨物はアジア向けの輸出入を中心に堅調に推移いたしました。

このような事業環境の中、当グループは、当連結会計年度から3ヵ年の新中期経営計画をスタートさせ、新ビジョン「オペレーションからソリューションへ」のもと、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当社は、無線通信機器の取扱額が減少したものの、国際航空貨物及び制御システムの新規案件が順調に推移したことに加え、業界の活況を受け工作機械の取扱いが好調に推移し、売上高は大幅に増加いたしました。利益面におきましては、売上高増加の影響のほか、販売費及び一般管理費の増加を抑制できたことにより、営業利益は増加いたしました。

中国連結子会社におきましては、前期に整理した華東地区の子会社2社が連結対象から外れたことにより、売上高は減少いたしました。利益面におきましては、赤字子会社2社を整理したことに加え、上海地区子会社におけるスポット案件受注及び工作機械の取扱いが好調に推移したほか、経費の増加を抑制できたことにより、営業利益は増加いたしました。

米国子会社におきましては、工作機械の取扱いが好調を維持したことにより、売上高、営業利益ともに増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高166億23百万円（前年同期比13.7%増）、営業利益8億17百万円（前年同期比30.3%増）、経常利益7億11百万円（前年同期比48.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億59百万円（前年同期比77.7%増）となりました。

(梱包事業部門)

国際航空貨物及び制御システム取扱いにおける新規案件が大きく寄与したほか、工作機械の取扱いが国内外共に好調に推移したことで、売上高及びセグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高120億86百万円（前年同期比16.6%増）、セグメント利益12億32百万円（前年同期比18.3%増）となりました。

(運輸事業部門)

無線通信機器の取扱いが減少したものの、医療機器及び工作機械並びに国際航空貨物の取扱いが増加したことにより、売上高及びセグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高24億34百万円（前年同期比10.7%増）、セグメント利益73百万円（前年同期比56.5%増）となりました。

(倉庫事業部門)

前期発生したスポット売上がなくなったことに加え、医療機器の取扱いが減少したものの国際航空貨物取扱いにおける新規案件の開始が寄与したことにより、売上高は前年同期とほぼ同水準となりました。利益面につきましては、前期発生したスポット売上がなくなったこと及び新規案件一部計画未達によりセグメント利益は減少となりました。

この結果、当該部門の業績は、売上高18億19百万円（前年同期比1.0%増）、セグメント利益3億30百万円（前年同期比11.4%減）となりました。

(賃貸ビル事業部門)

フリーレント期間が終了したことにより、売上高及びセグメント利益ともに増加いたしました。

この結果、当該部門の業績は、売上高2億82百万円（前年同期比8.0%増）、セグメント利益1億6百万円（前年同期比38.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、3億80百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

この先の我が国の経済は、世界経済の回復を受けて輸出の増加が続き、設備投資、個人消費が堅調に推移することが見込まれる一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動が懸念されています。

物流業界におきましては、世界経済の拡大基調が継続する中で、国際貨物は引き続き堅調な荷動きが見込まれ、国内貨物の総輸送量は前年同期比で小幅ながら増加と予想されます。

このような事業環境の中、当グループは、3ヵ年の中期経営計画の推進に向け、引き続き以下の施策を進めることで、ステークホルダーに責任のある経営を推進してまいります。

①国内事業

梱包事業の優位性が発揮される付加価値の高い製品群である精密機器・医療機器物流にターゲットを絞り、ビジョンに掲げた「オペレーションからソリューションへ」を実行することで、事業の拡大を図ってまいります。

顧客の工場近辺への当社事業拠点の構築や、顧客工場構内への常駐など「密着した」物流を展開してきた「距離感」を更に生かし、全体最適の視野からの提案により、顧客ニーズを引き出すことで受注の拡大に繋げてまいります。

②海外事業

海外に進出した日系の精密機械メーカーに対し、日本の梱包技術を展開することで貨物の取扱いを増やすとともに、梱包した製品の国際複合一貫輸送についても、顧客のニーズに合わせたネットワークを構築し対応してまいります。

更に、近年取り組み始めた日本から米国への調達物流にも注力してまいります。

また、これら事業の拡大及び中期経営計画の施策の一つに挙げている「ノンアセット型新拠点の開設」においては、特に産業界全体に及ぶ労働力不足への対応が課題と捉えており、以下の対応に重点的に取り組んでまいります。

A. 外国人の受け入れ等多様な人材を採用すると共に、物流業務における省力化、自動化を実現してまいります。

- B. 作業内容の労働負荷度合いを判定し、シニア労働力の積極的活用を図ってまいります。
- C. 間接部門の効率化を目的とした業務改革を推進し、人材の有効活用に繋げてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 70 期 (2015年 3 月期)	第 71 期 (2016年 3 月期)	第 72 期 (2017年 3 月期)	第 73 期 (当連結会計年度) (2018年 3 月期)
売 上 高 (千 円)	17,830,782	15,647,252	14,626,665	16,623,867
経 常 利 益 (千 円)	385,616	627,748	478,417	711,765
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	126,859	305,506	258,657	459,509
1株当たり当期純利益(円)	21.13	50.90	45.03	82.31
総 資 産 額 (千 円)	21,323,409	20,269,907	18,823,919	19,554,146
純 資 産 額 (千 円)	7,070,083	7,047,203	7,130,760	7,640,980

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 千葉三立梱包運輸㈱	東京都港区	千円 25,000	硝子及び一般貨物の包装梱包、工場内荷役作業、貨物自動車運送事業、倉庫業並びに包装資材の販売	80	梱包事業、運輸事業の一部を当社が受託又は委託しております。 建物の一部を当社が賃貸しております。
山立国際貨運代理(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	千人民元 10,000	国際貨運代理業	100	梱包事業の一部を当社が受託又は委託しております。
SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	米国カリフォルニア州	千米国ドル 800	国際貨物の包装梱包、自動車運送事業、倉庫事業	100	梱包事業の一部を当社が受託又は委託しております。

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(7) 主要な事業内容

部 門 別	主 な 内 容
梱 包 事 業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械、医療機器等の梱包及び木箱製造等
運 輸 事 業	電子・通信機器、硝子製品、工作機械及び医療機器等のトラック輸送
倉 庫 事 業	保管、入出庫及び賃貸
賃 貸 ビ ル 事 業	事務所及び共同住宅の賃貸

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
当 社 本 社	東京都港区	千葉三立梱包運輸㈱	東京都港区
白 石 事 業 所	宮城県白石市	山立国際貨運代理 (上 海) 有 限 公 司	中華人民共和国 上海市
郡 山 事 業 所	福島県郡山市	SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc.	米国 カリフォルニア州
筑 波 事 業 所	茨城県稲敷郡		
成 田 第 一 事 業 所	千葉県成田市		
成 田 第 二 事 業 所	千葉県成田市		
八 王 子 事 業 所	東京都八王子市		
横 浜 事 業 所	神奈川県 横浜市鶴見区		
京 浜 事 業 所	神奈川県 横浜市神奈川区		
厚 木 事 業 所	神奈川県厚木市		
山 梨 事 業 所	山梨県中巨摩郡		
豊 田 事 業 所	東京都日野市		
村 山 事 業 所	東京都武蔵村山市		
富 山 事 業 所	富山県富山市		

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
418名	47名増

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。
 なお、臨時従業員の期中平均人員は343名であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
330名	41名増	42.3歳	12.9年

(注) 1. 従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。
 なお、臨時従業員の期中平均人員は338名であります。
 2. 従業員数が当期に41名増加しておりますが、これは新規案件の取組みに伴い、当該業務に従事していた者を当社で採用したこと等によるものであります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	3,231,499 千円
(株) り そ な 銀 行	1,100,776
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	989,196
(株) 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	402,100
(株) 三 重 銀 行	166,800
明 治 安 田 生 命 保 険 (相)	100,000
(株) み ず ほ 銀 行	92,500

(注) (株)三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に(株)三菱UFJ銀行に商号が変更されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,006,373株（自己株式424,102株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,858名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	394 ^{千株}	7.06%
サ ン リ ツ 共 栄 会	347	6.23
(株) 三 井 住 友 銀 行	183	3.29
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	181	3.25
(株) り そ な 銀 行	169	3.04
野 島 岳 史	144	2.58
日本マスタートラスト信託銀行(株)	141	2.53
福 松 博 史	138	2.49
日 本 建 設 (株)	134	2.41
(株) 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	132	2.37

- (注) 1. 持株比率は、自己株式424,102株を控除して計算しております。
2. 上記の持株数のうち信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 394千株
- 日本マスタートラスト信託銀行(株) 141千株
3. (株)三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に(株)三菱UFJ銀行に商号が変更されております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年5月31日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 新株予約権1個当たり 37,000円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき100円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、2020年6月15日から新株予約権を行使することができる。
その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2017年6月16日から2047年6月15日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	261個	普通株式 26,100株	5人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	職名	重要な兼職の状況
三 浦 康 英	代表取締役社長執行役員	
平 輪 貢	取締役専務執行役員 事業本部長兼事業本部第二統括部長	
田 中 光 晴	取締役常務執行役員 管 理 本 部 長	SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President
尾留川 一仁	取締役執行役員 管理本部管理統括部長	千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長 山立国際貨運代理（上海）有限公司董事長
松 尾 学	取締役執行役員 事業本部第一統括部長	
高 橋 弘 充	取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	
篠 田 易 男	取 締 役 (監 査 等 委 員)	
稲 永 誠	取 締 役 (監 査 等 委 員)	

- (注) 1. 高橋弘充、篠田易男、稲永誠の三氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役 高橋弘充、篠田易男、稲永誠の三氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 高橋弘充氏は、2017年6月23日付で社外取締役（監査等委員・常勤）に就任いたしました。
4. 高橋弘充氏は、銀行、リース会社における長年の経験があり財務面を中心に高い専門性と幅広い経験を有しております。
5. 篠田易男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
7. 尾留川一仁氏は、2017年5月23日付でSANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. Presidentを辞任しております。
8. 田中光晴氏は、2017年5月23日付でSANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. Presidentに就任いたしました。
9. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
平 輪 貢	取締役専務執行役員 事業本部長兼事業本部第二統括部長	取締役専務執行役員 事 業 本 部 長	2017 年 7 月 1 日
尾留川 一仁	取締役執行役員 管理本部管理統括部長	取締役執行役員 管 理 本 部 副 本 部 長	2017 年 7 月 1 日
松 尾 学	取締役執行役員 事業本部第一統括部長	取締役執行役員 事 業 本 部 副 本 部 長	2017 年 7 月 1 日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役高橋弘充、篠田易男及び稲永誠の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、年間報酬額の2年分を損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役の報酬等の額

(単位：千円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	137,142	124,192	12,950	—	—	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	1,350	1,350	—	—	—	1
社外役員	19,828	19,828	—	—	—	3

(4) 取締役の報酬等の決定に関する方針

① 取締役（監査等委員であるものを除く。）

報酬額は、株主総会の決議によって定め、各取締役の報酬については、「固定報酬」と経営責任を明確にするとともに、業績向上へのインセンティブを高めるための「業績連動報酬」によって構成されております。

「業績連動報酬」は、当初公表した当該年度の通期連結経常利益の達成度合いに応じ支給額を決定し、達成率70%を下限、達成率120%を上限として支給することとしており、取締役会でこれを定めております。

② 監査等委員である取締役

報酬額は、株主総会の決議によって定め、配分は監査等委員である取締役の協議によりこれを定めております。

なお、報酬等の総額は、すべて基本報酬であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	重要な兼職先と 当社との関係	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高橋 弘充	—	就任後に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。銀行、リース会社における長年の業務経験を活かし、取締役会において経営の透明性、客観性の向上に努めております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	篠田 易男	—	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。他業界にて培われた豊富な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	稲永 誠	—	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。法律事務所にて培われた法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

区分	当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
当社	33,600	—
連結子会社	—	—
計	33,600	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

会計監査人が監査契約の履行に伴い当社に損害賠償責任を負う場合は、会計監査人の報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定契約が認められているのは、会計監査人に善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、原則として、会計監査人の会社法、公認会計士法等に対する法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提出することをその方針といたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「取締役会規則」その他関連規程に基づき、適法かつ適正に取締役会における報告及び決議を行います。社長執行役員直轄の総合監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務・会計監査を通じ、社内各部門及び子会社の業務が法令及び定款、社内諸規程に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査いたします。

また、当グループに適用する「コンプライアンス(法令順守)規程」を制定し、内部通報制度を設けて法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「取締役会規則」及び「文書取扱規程」に基づき、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る重要情報を保存・管理しております。

- ③ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

A. 当社は、当グループの企業経営に重要な影響を及ぼすリスクの未然防止及び万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立を目的として、「リスク管理規程」を制定しており、リスク管理会議を設置しリスク管理体制の整備に努めております。

B. 不測の事態が生じた場合には、管理本部長が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じます。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。取締役会は重要事項の決定並びに取締役及び使用人の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行います。

- B. 全執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催し、取締役会に係る重要執行案件の審議及び執行役員会に係る案件の決議を行うとともに、取締役会決議事項に基づき、業務執行に関する各種施策の検討、執行状況の確認、報告等を行います。
 - C. 業務の執行については、将来の事業環境を踏まえ中長期の経営計画及び各年度予算を策定し、各部門において目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じて適切な管理を行います。
 - B. 当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について適時適切な報告をさせる体制を整備しております。
 - C. 内部統制部門(総合監査室及び経理部)は、海外を含めた子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び担当部門並びに監査等委員会に報告します。また、当グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行います。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- A. 監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、総合監査室所属の使用人の中から補佐する者を求めることができます。
 - B. 選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができます。なお、当該使用人は、指示された職務について、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- A. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、監査等委員会に以下を報告します。
- a. 内部統制に関わる部門の活動
 - b. 重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - c. 業務及び業績見込みの発表の内容・重要開示書類の内容
 - d. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した時は、その内容
- B. 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員であるものを除く。)又は使用人にその説明を求めます。
- C. 当グループの取締役及び監査役並びに使用人は、「コンプライアンス(法令順守)規程」に基づき、コンプライアンス上の問題点を発見した場合に、内部通報窓口に通報・相談を行うことができます。同窓口は、その内容を速やかに監査等委員会に報告いたします。また、当グループ各社は、不正行為等を通報した者に対し、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱い(不作為を含む)や、人格や人としての尊厳を侵害する行為をしてはならないことを規定しております。
- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務遂行について生じる費用又は債務は、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社が負担することとしております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A. 監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
- B. 総合監査室は、監査等委員会と十分な連携を取り、総合監査室の行う内部監査の結果を監査等委員会に報告し、監査等委員会による監査の実効性を高める協力体制を確保しております。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- A. 当グループに適用する「反社会的勢力排除対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと(排除)を周知徹底し、仮に反社会的勢力との接触があった場合における対処を周知、徹底しております。
 - B. 所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にし、「反社会的勢力排除連絡会」を設置し、グループ内の情報展開を行います。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- A. 社長執行役員は、連結財務諸表を構成する当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的計画及び方針を報告年度単位に作成し、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告しております。
 - B. 総合監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び不備の改善状況を含む。)を把握、評価し、それを社長執行役員に報告しております。
 - C. 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務執行状況を監査しております。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、「内部統制監査実施基準」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、監査等委員会と内部監査を担当する総合監査室とが連携して、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

業務執行取締役及び監査等委員である取締役は、「内部統制決議及び事業報告に関する評価」及び「内部統制システムの構築運用の状況に関する評価」を実施しており、内部統制システムにおける現状と課題について、監査等委員会から取締役会へ報告及び改善の要請を実施しております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明並びに各種媒体での周知を行っており、法令及び定款を順守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は「コンプライアンス(法令順守)規程」に基づき、監査等委員及び総合監査室長を内部窓口、法律事務所を外部窓口とした内部通報制度を設けており、当社及び子会社の取締役・使用人に対し、各種媒体での通報・相談体制の周知を行っております。通報者に対しては、解雇その他不利益な取扱いを禁止し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

社長執行役員を主宰者とするリスク管理会議を四半期に一度開催し、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「財務」「事業」「人事」「購買」「システム」「コンプライアンス」「環境」「物流事故」等のテーマで横断的に分析・評価を行っております。

④ 内部監査

総合監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。総合監査室は、その内部監査の結果につき、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、該当部門に対して改善指導等を実施しております。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,858,898	流 動 負 債	4,489,698
現 金 及 び 預 金	1,658,393	支払手形及び買掛金	756,920
受取手形及び売掛金	3,689,425	短 期 借 入 金	1,923,252
原材料及び貯蔵品	140,123	リ ー ス 債 務	268,841
繰延税金資産	157,953	未 払 法 人 税 等	277,988
そ の 他	218,703	賞 与 引 当 金	385,541
貸倒引当金	△5,700	そ の 他	877,155
固 定 資 産	13,695,248	固 定 負 債	7,423,468
有 形 固 定 資 産	11,816,058	長 期 借 入 金	4,159,620
建物及び構築物	7,300,820	リ ー ス 債 務	1,679,251
機械装置及び運搬具	73,936	退職給付に係る負債	845,065
土 地	2,303,455	資 産 除 去 債 務	423,913
リ ー ス 資 産	1,872,821	長 期 預 り 金	207,987
建設仮勘定	226,639	金 利 ス ワ ッ プ	107,630
そ の 他	38,386	負 債 合 計	11,913,166
無 形 固 定 資 産	75,846	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	75,278	株 主 資 本	7,425,155
そ の 他	568	資 本 金	2,523,866
投資その他の資産	1,803,342	資 本 剰 余 金	2,441,128
投資有価証券	606,663	利 益 剰 余 金	2,668,879
破産更生債権等	7,707	自 己 株 式	△208,719
繰延税金資産	600,153	その他の包括利益累計額	104,007
そ の 他	596,525	その他有価証券評価差額金	236,363
貸倒引当金	△7,707	繰延ヘッジ損益	△74,673
		為替換算調整勘定	△3,940
		退職給付に係る調整累計額	△53,741
		新 株 予 約 権	12,950
		非 支 配 株 主 持 分	98,867
		純 資 産 合 計	7,640,980
資 産 合 計	19,554,146	負 債 純 資 産 合 計	19,554,146

連 結 損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		16,623,867
売 上 原 価		13,503,361
売 上 総 利 益		3,120,505
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,303,482
営 業 利 益		817,023
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	305	
受 取 配 当 金	9,817	
保 険 収 入	6,166	
そ の 他	7,757	24,047
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	123,710	
為 替 差 損	4,563	
支 払 手 数 料	1,000	
そ の 他	30	129,304
経 常 利 益		711,765
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,232	1,232
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		712,998
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	286,600	
法 人 税 等 調 整 額	△31,746	254,853
当 期 純 利 益		458,144
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,364
親会社株主に帰属する当期純利益		459,509

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,523,866	2,441,128	2,298,688	△208,622	7,055,060
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△89,318		△89,318
親会社株主に帰属 する当期純利益			459,509		459,509
自己株式の取得				△96	△96
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	370,191	△96	370,094
当 期 末 残 高	2,523,866	2,441,128	2,668,879	△208,719	7,425,155

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	154,086	△103,198	△6,478	△67,924	△23,514	—	99,214	7,130,760
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△89,318
親会社株主に帰属 する当期純利益								459,509
自己株式の取得								△96
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	82,277	28,524	2,537	14,182	127,522	12,950	△346	140,125
当期変動額合計	82,277	28,524	2,537	14,182	127,522	12,950	△346	510,220
当 期 末 残 高	236,363	△74,673	△3,940	△53,741	104,007	12,950	98,867	7,640,980

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,373,022	流 動 負 債	4,279,890
現 金 及 び 預 金	1,326,574	支 払 手 形	33,118
受 取 手 形	236,103	買 掛 金	608,625
売 掛 金	3,352,065	1年内返済予定の長期借入金	1,884,340
原材料及び貯蔵品	94,527	リ ー ス 債 務	268,841
立 替 金	112,985	未 払 金	18,465
前 払 費 用	19,186	未 払 費 用	643,718
繰 延 税 金 資 産	157,953	未 払 法 人 税 等	276,871
そ の 他	78,427	未 払 消 費 税 等	52,473
貸 倒 引 当 金	△4,800	前 受 金	57,582
固 定 資 産	13,507,285	預 り 金	49,231
有 形 固 定 資 産	11,642,583	賞 与 引 当 金	373,403
建 物	7,203,801	設備関係支払手形	13,219
構 築 物	33,179	固 定 負 債	7,262,130
機 械 装 置	61,762	長 期 借 入 金	4,143,620
車 両 運 搬 具	0	リ ー ス 債 務	1,679,251
工具器具及び備品	21,491	退職給付引当金	703,246
土 地	2,222,887	資産除去債務	423,889
リ ー ス 資 産	1,872,821	長 期 預 り 金	204,493
建 設 仮 勘 定	226,639	金利スワップ	107,630
無 形 固 定 資 産	75,518	負 債 合 計	11,542,020
ソ フ ト ウ ェ ア	74,949	純 資 産 の 部	
そ の 他	568	株 主 資 本	7,163,361
投資その他の資産	1,789,183	資 本 金	2,523,866
投資有価証券	572,621	資 本 剰 余 金	2,441,128
関係会社株式	238,981	資 本 準 備 金	2,441,128
出 資 金	48,634	利 益 剰 余 金	2,407,086
破産更生債権等	7,707	利 益 準 備 金	137,746
長期前払費用	12,145	その他利益剰余金	2,269,339
繰 延 税 金 資 産	385,829	別 途 積 立 金	1,512,000
差 入 保 証 金	522,526	繰越利益剰余金	757,339
そ の 他	8,445	自 己 株 式	△208,719
貸 倒 引 当 金	△7,707	評 価 ・ 換 算 差 額 等	161,975
		その他有価証券評価差額金	236,649
		繰延ヘッジ損益	△74,673
		新 株 予 約 権	12,950
資 産 合 計	18,880,307	純 資 産 合 計	7,338,286
		負債純資産合計	18,880,307

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,106,530
売上原価	12,371,321
売上総利益	2,735,208
販売費及び一般管理費	2,005,401
営業利益	729,807
営業外収益	
受取利息	148
受取配当金	9,774
経営指導料	12,000
業務委託料	9,600
受取保険金	5,365
その他	8,419
営業外費用	
支払利息	122,527
支払手数料	1,000
その他	1,212
経常利益	124,739
特別利益	
投資有価証券売却益	12
税引前当期純利益	650,375
法人税、住民税及び事業税	286,000
法人税等調整額	△57,901
当期純利益	422,289

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
			利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
				別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	2,523,866	2,441,128	137,746	1,512,000	424,368	2,074,114
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△89,318	△89,318
当 期 純 利 益					422,289	422,289
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	332,971	332,971
当 期 末 残 高	2,523,866	2,441,128	137,746	1,512,000	757,339	2,407,086

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△208,622	6,830,486	158,444	△103,198	55,246	—	6,885,733
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△89,318					△89,318
当 期 純 利 益		422,289					422,289
自己株式の取得	△96	△96					△96
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			78,204	28,524	106,728	12,950	119,678
当 期 変 動 額 合 計	△96	332,874	78,204	28,524	106,728	12,950	452,553
当 期 末 残 高	△208,719	7,163,361	236,649	△74,673	161,975	12,950	7,338,286

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年 5 月 15 日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 英 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 直 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンリツの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年 5月15日

株式会社サンリツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 英 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 直 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンリツの2017年4月1日から2018年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、総合監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月21日

株式会社サンリツ 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 高 橋 弘 充 ㊞

監 査 等 委 員 篠 田 易 男 ㊞

監 査 等 委 員 稲 永 誠 ㊞

(注) 常勤監査等委員高橋弘充及び監査等委員篠田易男、稲永誠は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当グループは、収益に応じた株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、財務体質の強化と今後の国内外における事業展開等を総合的に勘案しつつ、積極的に配当を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、2018年3月に創立70周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 24円（うち、普通配当22円・記念配当2円）
総額133,974,504円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化への対応及び改正労働者派遣法の2015年9月30日施行により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分が廃止（2018年9月29日までは、経過措置として改正前の特定労働者派遣事業を営むことが可能）となり労働者派遣事業に統一されたため、定款第2条(目的)を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。
(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1章 総則 (目的) 第2条 当会社は、次の業務を行うことを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第2条 (現行どおり)
1. 一般貨物の梱包	1. (現行どおり)
2. 貨物自動車運送事業	2. (現行どおり)
3. 貨物運送取扱事業	3. (現行どおり)
4. 倉庫業	4. (現行どおり)
5. 木箱製造業	5. (現行どおり)
6. 包装資材および機材の加工・製造並びに販売	6. 包装・梱包材料および機材の加工・製造並びに <u>輸出入販売に関する事業</u>
7. 不動産の賃貸	7. (現行どおり)
8. 機械器具設置工事業	8. (現行どおり)
9. 通関業	9. (現行どおり)
10. 港湾運送事業	10. (現行どおり)
11. 産業廃棄物収集運搬業	11. (現行どおり)
12. 特定労働者派遣業	12. <u>労働者派遣事業</u>
13. 工作機械等重量物の架設、設置および解体業務	13. (現行どおり)
14. 機械、玩具および家具の製造、計量、点検、修理並びに販売に関する事業	14. (現行どおり)
15. 動物用医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売、貸与若しくは修理に関する事業	15. (現行どおり)
16. 医薬品、医薬部外品、化粧品および医療機器等の製造、輸入、点検、検査並びに販売、貸与若しくは修理に関する事業	16. (現行どおり)
17. その他上記各号に付帯、または関連する一切の業務	17. (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員は、本総会終結時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選定は、当グループの企業価値の向上に資する専門性や経験等を有し、かつ人格並びに見識ともに優れた者であることを条件としております。これに基づき、代表取締役が原案を作成し、社外取締役を中心に構成される「指名報酬諮問委員会」において審議したうえで、取締役会で決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、「当該選任議案は妥当である」との結論に至りました。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
1	み 三 うら 浦 やす 康 ひで 英 (1964年 5 月 16 日生)	1985年 4 月 池田梱包運輸㈱入社	20,235株
		1987年 6 月 当社入社	
		1997年 6 月 取締役	
		2003年 4 月 事業統括本部第三事業部長 兼事業統括本部包装技術部長	
		2003年 6 月 常務取締役	
		2007年 6 月 取締役常務執行役員兼事業本部長	
		2008年 6 月 代表取締役専務執行役員	
		2009年 6 月 代表取締役社長執行役員(現)	
	選任の理由		
	長年にわたり当社の取締役として事業部門を牽引し、医療機器関連の 3PL 分野への参入をはじめとして、事業拡大を果たしてまいりました。また、当社の主力事業である梱包事業のみならず、国際物流分野においても高い見識があるほか、梱包事業における外部団体の要職を務めております。これらの経験と高い推進力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
2	ひら わ みつぎ 平 輪 貢 (1958年 7 月22日生)	1982年 4 月 当社入社 2000年 7 月 管理本部経理部長 2003年 6 月 取締役 2004年 7 月 企画室長兼管理本部経理部長 2007年 6 月 取締役常務執行役員 支援本部長兼経理部長 2008年 4 月 事業本部長(現) 2015年 7 月 取締役専務執行役員(現) 2017年 7 月 事業本部第二統括部長(現)	9, 000株
		選任の理由	
		当社において管理部門、事業部門いずれもの経験を有し、幅広い知見を有しております。現在は、国内事業部門の責任者として、事業の再編を行い収益力の向上を図るなど、多くの成果を上げてまいりました。また、経理、企画業務に携わった経験から、財務においても高い見識を有しており、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者とい었습니다。	
3	た なか みつ はる 田 中 光 晴 (1953年 3 月11日生)	1976年 4 月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 2010年 4 月 日興コーディアル証券(株)(現SMB C 日興証券(株))入社 専務執行役員 2011年 3 月 同社専務取締役 2013年 3 月 同社顧問 2014年 4 月 当社入社 執行役員管理本部副本部長 2014年 6 月 取締役常務執行役員(現) 管理本部長(現) (重要な兼職の状況) SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. President	6, 500株
		選任の理由	
		銀行、証券会社にて長年にわたり要職を経験し、高い専門性と幅広い経験を有しております。現在は、管理部門の責任者として、コスト管理の徹底に加え、内部統制の管理強化、教育制度の改革などに大きく貢献を果たしました。管理基盤をより強固なものとしていくためには、その高い専門性と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者とい었습니다。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有する 当社株式数
4	び る かわ かず ひと 尾 留 川 一 仁 (1961年10月27日生)	1984年 4 月 当社入社 2003年 6 月 取締役 2004年 7 月 管理本部人事・総務部長 2007年 7 月 執行役員総務部長 2008年 4 月 執行役員事業副本部長 2008年 6 月 取締役執行役員(現) 2009年 6 月 事業本部国際事業部部長 2013年 1 月 国際事業本部副本部長 2014年 6 月 国際事業本部長 2016年 7 月 管理本部副本部長 2017年 7 月 管理本部管理統括部長 (現) (重要な兼職の状況) 千葉三立梱包運輸㈱代表取締役社長 山立国際貨運代理(上海)有限公司董事長	7,280株
		選任の理由	
		入社以降、管理部門において要職を経験し、法務をはじめ管理業務に対して幅広い知見を有しております。また、海外事業部門の責任者として、海外子会社の業績安定化、三国間取引の拡大に尽力し、成果を挙げてまいりました。今後のグループ会社含めた管理業務の強化を図るため、グループ会社の事業活動により培った経験と管理業務の幅広い知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	
5	まつ お まなぶ 松 尾 学 (1965年 4 月 2 日生)	1988年 4 月 当社入社 2003年 4 月 事業統括本部山梨事業所長 2006年 7 月 統括本部村山事業所長 2009年 7 月 執行役員事業本部第一事業部長 2015年 6 月 取締役執行役員(現) 2015年 7 月 国内事業本部副本部長 2016年 7 月 事業本部副本部長 2017年 7 月 事業本部第一統括部長 (現)	3,000株
		選任の理由	
		入社以降、当社の梱包事業に従事し、幅広い経験を有しております。2009年からは執行役員として、新規事業の立ち上げを成功させたほか、原価低減による利益率向上を図るなど、多くの成果を上げてまいりました。今後の更なる成長に向けて、事業活動により培った経験と実行力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

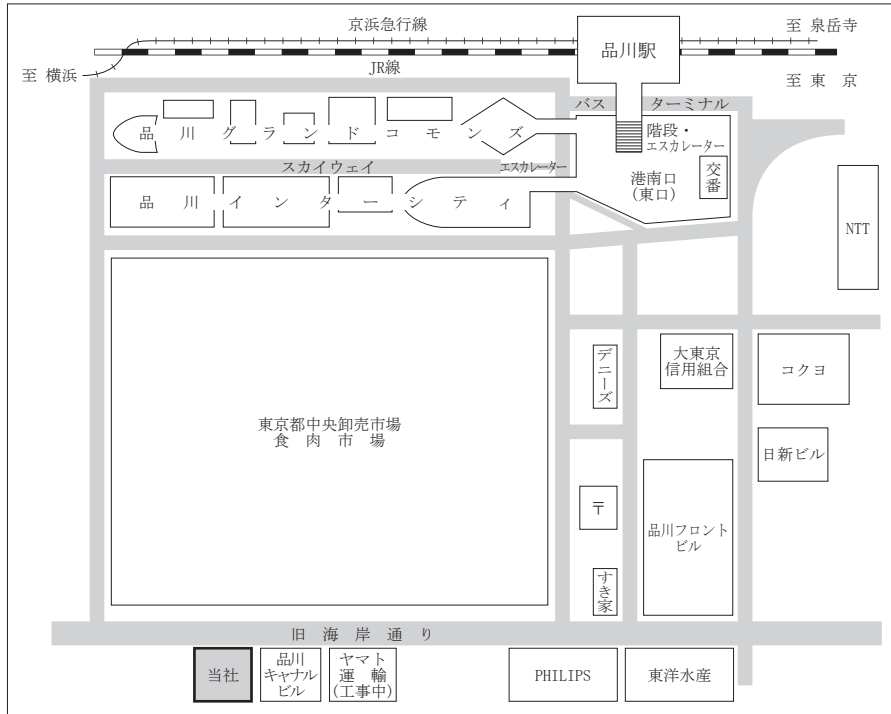
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南二丁目12番32号

SOUTH PORT 品川 12階

当 社 会 議 室



最寄駅

JR線及び京浜急行線の品川駅から徒歩約10分です。

駐車場の準備をしておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。